

議案第 1 1 号

東郷町介護保険条例の一部改正について

東郷町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、介護保険の保険料率等を改正するため必要があるからである。

東郷町介護保険条例の一部を改正する条例

東郷町介護保険条例（平成12年東郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「30,800円」を「31,400円」に改め、同項第3号中「44,900円」を「45,600円」に改め、同項第4号中「59,000円」を「64,300円」に改め、同項第5号中「67,100円」を「73,100円」に改め、同項第6号中「73,100円」を「79,600円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「86,600円」を「94,300円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「100,000円」を「108,900円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「114,100円」を「124,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「124,200円」を「138,900円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「137,600円」を「153,500円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第14号中「177,900円」を「193,700円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「167,800円」を「182,700円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「151,000円」を「168,100円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 160,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「19,000円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「19,000円」に、「23,500円」を「25,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「19,000円」に、「41,600円」を「45,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東郷町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

東郷町介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの保険料率及び所得段階を改正する必要があるからである。

2 改正内容

令和6年度から令和8年度までの保険料率等を次のように改めること。（第4条関係）

改正後				改正前			
所得段階	対象	基準額 に対する割合	保険料率 (円)	所得段階	対象	基準額 に対する割合	保険料率 (円)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.26 [0.43]	19,000 [31,400]	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.26 [0.46]	17,400 [30,800]
第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.35 [0.55]	25,500 [40,200]	第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.35 [0.60]	23,500 [40,200]
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.62 [0.625]	45,300 [45,600]	第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.62 [0.67]	41,600 [44,900]
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	64,300	第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	59,000
第5段階 (保険料基準額)	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	73,100	第5段階 (保険料基準額)	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	67,100
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.09	79,600	第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.09	73,100

第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.29	94,300	第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.29	86,600
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.49	108,900	第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.49	100,000
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	124,200	第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.7	114,100
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	138,900	第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.85	124,200
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	153,500	第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.05	137,600
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.2	160,800				
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	2.3	168,100	第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.25	151,000
第14段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.5	182,700	第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.5	167,800
第15段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.65	193,700	第14段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.65	177,900

[] は、第4条第2項から第4項までの規定による減額前の保険料率

3 施行期日等

- (1) 令和6年4月1日から施行すること。
- (2) 改正後の保険料の規定は、令和6年度分の保険料から適用すること。